

【統一論題報告・論文】

政府のパブリック・ディスクロージャーと経営分析の観点

黒川 行治 (慶應義塾大学)

I. はじめに——政府の経営分析の枠組みと本論文の目的

中央政府・地方政府の経営を判断する基準として、有効性、効率性、経済性が言及されることが多いが、それらは事務・事業のレベルを念頭においてそれらの施策を評価する基準であって、政府の経営を評価するためには、政府の果すべき役割（国民・住民からの期待）を先ずもって確定することから始めなければならない。

わが国の中央政府と地方政府とでは、それらの果すべき役割（対極としての国民・住民からの期待）が異なっている。具体的に見ると、財源・税制度に関して、中央政府は、自国の在り様（後述）から考察していかなければならないのに対して、地方政府は、財源確保の自律性が限定されているし、中央政府からの「地方交付税交付金」が所与（頼み）となっている。また、政策（公的支出）の内容に関して、防衛・外務・各種社会保障制度など、自国の在り様から考察すべき重要な事項の多くは中央政府の専決事項である。そこで、本論文では、考察対象を中央政府に限定することにしよう。

中央政府の経営を分析するためには、自国の在り様に関するグランド・デザインが存在が欠かせない。それが、中央政府の経営状態の評価（比較）基準となるからである。グランド・デザインを設計・検討するためには、客観的な環

境分析と戦略分析が必要である。自国の自然環境（地下資源、気象、地形その他）、社会環境（人口、文化の特徴、各産業の動向、金融市場の発展度その他）、政治的環境（同盟関係その他地政学的条件を含む）を客観的に分析し、他国のそれらとの比較を行って、自国の強みと弱みを明確に認識する。そして、他国の行動を念頭においた戦略分析をすることになる。

ところが、環境分析と戦略分析をするためには、社会科学・自然科学のあらゆる分野の有識者の所見を動因する必要があるし、筆者（黒川）の能力をはるかに超えている。そこで、本論文では、安定した社会を前提に、租税による歳入と公的支出にみる国（中央政府）の役割に限定し、主として国家財政の持続可能性の観点から、中央政府の経営とディスクロージャー問題を検討することを目的とする。

II. 中央政府の役割

1. 租税制度の2つの機能

租税制度には大きく分類して2つの機能があると言われてきた¹⁾。第1は、租税制度を通じて、市民社会に存在する資源、生産物のうちのどれだけを政府の管理下に集め、他方、どれだけを市民（国民）の管理下におくのかという「公私分割」である。第2は、租税制度を通じて、どのように資源、社会的生産物を個々の市民

の間に割り当てるのかという「分配および再分配機能」である。

（1）公私分割の基準

功利主義の経済学的見地からすれば、課税されずに市民の支配下におかれたならばその資源から得られる限界効用（その資源を課税によって失う機会コスト）よりも、公的支出として資源が使われることによる効用の増加が大きくなるような水準に課税水準を決めるということになる。したがって、公的支出による社会的限界効用が大きいのであれば、それだけ課税水準を高くして政府の支配下に多くの資源などを分割し、一方、課税されることで失う市民の限界効用（機会コスト）が大きいのであれば、課税水準を低くすることになる。そこで、課税水準を決めるためには公的支出の内容・使途が問題となる。

（2）租税の分配および再分配機能

垂直的公平、水平的公平、世代間の公平などの大きな論点を提示する。①垂直的公平に関しては所得税の累進性と相続税の問題、②水平的公平に関しては異なる納税形態（納税者間）での課税ベースの捕捉の容易さ、および消費税（支出課税）を主とするのか所得課税を主とするかという「直間比率」の問題、③そして世代間公平に関しては公共用財産建設に対する財源（課税水準）の問題などが争点となる。

2. 公的支出の内容

公的支出の内容には、公共財の提供、個人（法人を含む）に対する利益提供、そして公共的義務の遂行の3つがある²⁾。

（1）公共財の提供

「公共財は、もし全員に提供されないならば、誰にでも提供されない財と定義される。」³⁾ 具

体的には、国民の安全、社会・経済制度の円滑な働きに対して大きな効果が期待される道路などのインフラ投資、交通規制、警察・消防、電波の規制、国民の識字率を高めるなどの基礎教育、公衆衛生の維持、市民法の信頼に足る体系の設計・維持などである。

（2）個人に対する利益供与

「一人ひとりの個人に一定の利便性を提供することで、個人に利益を与えることを目指した巨大な国家活動である。……失業補償、障害者手当、退職年金、子育て支援、保健医療、独り立ちしていない子どもへの援助、食料切符、無料学校給食といった社会サービス、公立大学、学生ローンへの援助、公的財政によって賄われる奨学金、私立研究機関への直接的あるいは間接的（例えば税控除による）財政支援といった、多くの教育支援も含まれる。」⁴⁾

（3）公共的義務の遂行

「私たちは、飢饉、伝染病、環境破壊のような大きな災難の予防または緩和に貢献する何らかの集合的責務を負っており、さらに、おそらくは、芸術（芸術的遺産の保全を含む）のような固有に価値をもつ財を支える責務を負っている。……そのような責務は、存在するとすれば、国境を超え、政府によってその市民たちに強制的に課せられるほど十分に強いものかもしれない。これは、その市民にたいしてこれらのものが提供する利益を基礎にするのではなく、市民が支援のためにもつ義務を基礎に深刻な貧困に苛まれている国々への対外援助を提供するため、ならびに芸術を政府が支えるために、人々に課税することを正当化する。」⁵⁾

3. 社会的正義の諸説と国民の支持

公的支出総額の水準や個々の支出構成要素は、市民を主権者とする国の在り様に関する社

会的正義についての考え方・主義によって決まり、国民が決定した公的支出総額は、課税や料金などを通じて国民が負担することになる。国（中央政府）の経営を評価するためには、上記で示した国の役割を先ずもって確定することから始めなければならない、そして、国の役割、国に対する期待は、公共哲学で言及される社会的正義の諸説のうち、どのような言説を私たち国民が重視するのかに依拠している。

例示として、公私分割と社会的正義の諸説との関係について3つ紹介することにしよう⁶⁾。

（1）功利主義による見解について

功利主義的な観点からすると、個々人の効用がもっとも大きくなるような課税水準であるとき、個々人の効用の総和である社会的効用が最大となる。限界税率が高くなりすぎると勤勉に対する意欲が減退し、社会全体の経済状態は縮小していくことが予想される。過度な社会福祉政策、過度な公的支出を維持するための高率な課税水準はその国の経済を衰退させる。

（2）自由至上主義による見解について

自由至上主義の立場では、課税によって経済的自由に政府が介入することは、自由と安全が保持され契約と財産権が履行されるように、国防、司法、警察力を支えるためにのみ正当化される。

（3）平等主義的自由主義による見解について

平等主義的自由主義の立場では、失業補償、障害者手当、退職年金、子育て支援、保健医療、独り立ちしていない子どもへの援助、食料切符、無料学校給食といった社会保障給付に対する公的支出が大規模に行われる。

4. 政府のディスクロージャーに関する役割

会計情報のディスクロージャーの機能・役割

は、大きく分類して3つの種類がある。

（1）会計責任の履行

税金を支払う国民とその財源によって公的政策（支出）を行う政府には、資源の委託・受託関係が成立するので、受託者としての政府にその資源（財源）の管理および効率的支出を行う責任（受託責任）が発生する。政府は、受託責任を全うしているのか否か、資源の管理・支出の顛末を説明する（account for）義務があり、この会計責任（accountability）の履行によって、政府の受託責任は解除される。このように、会計責任の履行は資源の受託者に関わるものである。

（2）意思決定に役立つ情報の提供

資源の委託者に関わる会計の機能・役割である。資源の委託者である国民（法人を含む）には、国家の資源の公私分割の程度を検討するため、租税制度設計に役立つ税収内訳などの情報、詳細な租税規定についての情報が提供される必要がある。また、税収と公的支出とのバランスに関する情報は、国家財政の安定性を判断する基準となり、資源の公私分割の程度を検討する上で欠かせない。

（3）国民各層の利害調整手段

国民（法人を含む）各層の利害は異なっているので、これらの利害調整の手段となる情報を提供する役割がある。それらには、第1に、前述の租税の分配および再分配機能に関する情報がある。垂直的公平、水平的公平、世代間の公平などを検討するために、税収内訳などの情報、詳細な租税規定についての情報が役立つであろう。第2に、公的支出の内容に関する情報は、公共財の提供、個人に対する利益提供、そして公共的義務の遂行の3つに分類される各公共政策に、それぞれどの程度支出しているのかを明らかにする。また、各種の教育や社会保障政策

に関する支出の内訳や詳細な補助規定についての情報は、国民各層の公平性に関する検討を行うのに、大いに役立つであろう。

Ⅲ. 政府のディスクロージャーの疑問点

情報を有用にする特質として、高い予測能力、事実の忠実な表現、中立的(偏りのない)測定、信頼性(検証可能性)、比較可能性などが列挙されてきた。しかし、政府が公表する重要な情報の中には、このような情報を有用にする特質から判断すると、疑問を感じるものが散見される。

1. 経済財政諮問会議(平成28年7月26日)「中長期の経済財政に関する試算」

下記の2つの経済に関するシナリオを提示している。

(1) 経済再生ケース

日本経済再生に向けた、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略(「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定))を柱とする経済財政政策の効果が着実に発現。中長期的に経済成長率は実質2%以上、名目3%以上となる。消費者物価上昇率(消費税引き上げの影響を除く)は、中長期的に2%近傍で安定的に推移。

(2) ベースラインケース

経済が足元の潜在成長率並で将来にわたって推移。この場合には、中長期的に経済成長率は実質1パーセント弱、名目で1%半ば程度となる。

国家財政の持続可能性の重要指標とされるプライマリー・バランス(PB:国・地方基礎的財政収支対GDP)は、経済再生ケースの場合に、

2023年度に漸く黒字になる予想であり、ベースラインケースでは、-2.0%付近で2024年まで推移する予想であった。政府は、プライマリー・バランスの黒字化を公約にしているが、経済再生ケースの諸仮定の実現可能性について、高い予測能力、中立的な(偏りのない)測定をしていると断言できる有識者は果しているのだろうか。

かくして、このような楽観的な見通しは、下方に修正された。経済財政諮問会議(平成29年1月25日)「中長期の経済財政に関する試算」では、(1)の経済再生ケース(経済成長率は2018-2025年度平均で、名目3.7%、実質2.2%達成を仮定)の場合、2023年度は-0.5兆円であり、(2)のベースラインケース(経済成長率は2018-2025年度平均で、名目1.5%、実質0.9%達成を仮定)の場合、2023年度は-2.3兆円の予想となった。

そもそも、政府の財政健全化目標の指標である「プライマリー・バランス(PB)とは、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す指標」⁷⁾であり、債務(例えば、国債)に課される支払利息は政策的経費ではないとして、除かれている。したがって、たとえ、プライマリー・バランス(PB)が黒字になったとしても、なお、支払利子分(現在、約9兆円に達している)の超過費用となるのであり、支払利息を含めた黒字達成でないと債務(国債)の返済はできない。会計学者としては、プライマリー・バランス(PB)を財政健全化指標とするのは楽観的過ぎ、中立ではないと考えるのである。

2. 厚生年金および国民年金の平成26年度財政検証⁸⁾

(1) 人口に関わる2060年度の「出生率」,「平均寿命(死亡)」についての仮定

・出生率:高位(1.60), 中位(1.35), 低位(1.12)

(2010年実績1.39)

- ・平均寿命（死亡）：高位（男83.22 女89.96），
中位（男84.19 女90.93），
低位（男85.14 女91.90）

(2010年実績 男79.55 女86.30)

(2) 長期（2024年度以降）の経済に関する仮定としての「物価上昇率」, 「実質賃金上昇率（対物価）」, 「運用利回り（対賃金スプレッド）（単位は%）」

	物価 上昇率	実質賃金 上昇率	運用利回り スプレッド
ケースA	2.0	2.3	1.1
ケースB	1.8	2.1	1.2
ケースC	1.6	1.8	1.4
ケースD	1.4	1.6	1.5
ケースE	1.2	1.3	1.7
ケースF	1.2	1.3	1.5
ケースG	0.9	1.0	1.2
ケースH	0.6	0.7	1.0

ケースAからケースEが経済再生ケース，ケースFからケースHがベースラインケースを前提にした諸仮定である。運用利回りの名目値を計算すると，ケースHで2.3（0.6+0.7+1.0）%だが，それ以外の7つのケースはいずれも3.0%以上であり，ベースラインのケースFでも4.0%である。物価上昇率を上回る実質賃金上昇率の仮定が，ケースAでは2.3%，経済再生コースでは，すべて1.3%以上の仮定である。

財政検証で想定されているこれらの諸仮定が，前述した情報の特質である，高い予測能力，偏りのない中立的な仮定であると断言できる勇氣を私は持たない。

(3) 国の一般会計・特別会計合算貸借対照表上の資産・負債差額への影響額推計

国の一般会計・特別会計合算基準では，公的年金に関しては，発生主義による負債計上は行

わず，公的年金預り金が計上されている。そこで，企業会計の「退職給付会計基準」を参考にして，発生主義により既に保険料を支払った過去期間分の国の負担額を計算すると，貸借対照表の負債として追加計上する金額が推計できる。以下は，財政検証の諸仮定を組み合わせで作成した3つのケースの厚生年金と国民年金の追加負債金額の推計金額である⁹⁾。

①出生中位，寿命中位，経済ケースC，運用利回りによる換算

厚生年金：240兆円，国民年金：50兆円

②出生中位，寿命中位，経済ケースE，運用利回りによる換算

厚生年金：240兆円，国民年金：50兆円

③出生中位，寿命中位，経済ケースG，運用利回りによる換算

厚生年金：250兆円，国民年金：60兆円

ちなみに，追加計上する前の，平成27年度末資産・負債差額は-520.8兆円である。したがって，厚生年金と国民年金の国の負債について，もし，企業会計基準を援用した発生主義で推計すると，290兆円から310兆円の追加負債の計上となり，国の一般会計・特別会計合算基準で測定される資産・負債差額は，現行基準での赤字約520兆円に，さらに推計約300兆円の赤字（財務超過）が加算される結果となる。

(4) 消費税改定先延ばし決定とシムズ理論

国の一般会計・特別会計合算基準に基づく平成27年度の財源合計と業務費用合計を確認してみよう¹⁰⁾。

①財源合計121.5兆円（租税等収入60.0兆円（うち所得税17.8兆円，消費税17.4兆円，法人税10.8兆円，揮発油税2.5兆円，相続税2.0兆円，酒税1.3兆円，関税1.0兆円，印紙税1.3兆円，復興税0.4兆円，その他5.7兆円），社会保険料収入51.6兆円，その他9.9兆円）

- ②業務費用合計143.2兆円（人件費5.2兆円，社会保障給付費47.7兆円，補助金・交付金等48.4兆円（うち社会保障関係経費による部分32.3兆円），地方交付税交付金等20.2兆円，支払利息9.1兆円，その他12.8兆円）
- ③超過費用が-21.7兆円

平成27年度の超過費用21.7兆円はこの年度のみの特別なものではない。平成21年度以降の超過費用の推移をみると，21年度が48.6兆円，22年度が41.7兆円，23年度が43.4兆円，24年度が39.5兆円，25年度が34.4兆円，26年度が22.9兆円であって，漸減しているとはいえ，恒常的な費用超過状態が続き，収入不足を補填するための特例国債が，毎年約30兆円規模で追加純発行（借り換え債の発行があるのでこのような表現にした）されてきた。そして，平成27年度末の公債発行残高は，917.5兆円（うち，建設国債が269.5兆円，特例国債が508.0兆円，財投債が96.2兆円，復興債7.3兆円を含むその他が43.8兆円）となっている。ちなみに，わが国のGDPは約530兆円である¹¹⁾。

現在実行されている日本経済再生に関する政策（戦略）の続行により，国家財政の再建ができるかと判断する有識者はいるのだろうか。絶望的な水準まで国家財政は悪化しているのではないのか。

そのような状況でも，中央政府は，消費税の先延ばしの決定を2度までも行った。その論拠の1つとされる「シムズ理論」について，朝日新聞2017年3月14日朝刊7面の「波聞風問」で，編集委員の原真人氏が取り上げ，その理論の示唆するところは，「財政も無責任であれ」という発想であり危ういものだ，と主張している。原氏の要約を引用すると，「シムズ理論は，物価水準は人々が国家財政の先行きをどう見るかで決まる，という経済理論にもとづく。それにしたがうと，政府が財政再建の努力をやめれば

インフレが起きる，インフレで政府の借金は実質負担が減る，それで財政赤字が解消できるという。」

IV. 絶望的状况における政府のデイスクロージャーに関する課題

実現不可能ではないかと思われる超楽観的な将来見通しに基づく財政再生戦略を為政者，政府は取り続け，そして国民に対して，その政策の根拠を説明（デイスクロージャー）し続けることを是とする論拠は何なのであろうか。その論理を考察するために，まったく荒唐無稽な設例であると非難されそうではあるがご容赦いただき，「絶望的な巨大隕石の衝突」の情報に関して為政者の取りうる政策を検討してみよう¹²⁾。

1. 絶望的な巨大隕石の衝突の設例

近い将来，巨大な隕石が地球に衝突することが隕石の軌道計算の結果判明し，その地球環境への影響は，恐竜などの絶滅の1原因とも言われる規模以上で生じると予測された。この情報を持つ政府および関係者は，この絶望的な情報を地球市民に対して公表するべきであろうか？

2. 利害関係者（ステークホルダー）

この災難から逃れられる人はいない。すべての人々が利害関係者である。この情報を得た人々は，すべてにおいて同じ運命，帰結となることを知る。しかし，この情報をいち早く保有するに至った為政者および政府関係者と一般国民との間で，情報の非対称性が存在する。

3. 利害関心の内容と予想しうる事態

- ① この情報を得たすべての人々の利害関心は，「個の消滅だけでなく，種の消滅を迎えるまでの残された時間をどのように過ごすのか」のみである。われわれの文明社会を形作

るあらゆる造形物の何が残るのか。この地球環境を構成する自然がどれだけ変化し、多様な生物のなかで、どれだけの種が生存できるのだろうか。

- ② 残された時間で人々は日常の仕事をもはや行うとは考えにくい。したがって、電力、水道、エネルギー資源、食糧の供給、公共交通その他、社会インフラと市場を介して形成されている公共社会のメカニズムは機能しなくなる。治安や防火に携わる人々、患者を抱えた医師たちは、彼らの職務をこれまでと同じように遂行するのであるか。
- ③ 略奪行為が起こっても放置される。恨みを持たれていた家族は焼き討ちに会うかもしれない。人間の尊厳を守り、神の存在に思いをはせ、平静に残された時間をどのように過ごすのかは、彼らの生活する国、地域、コミュニティに存する社会規範の程度によってさまざまであろう。

4. 利害関係者間の関係とディスクロージャーの判断

- ①（為政者が誠実であれば）、情報を保有する為政者（政府の科学部門の関係者を含む）と、情報の需要者である一般の市民・国民との間に利害の対立は存在しない。為政者の願いは、人間の尊厳が崩れないような公共社会を維持して、文明社会の最後を迎えたいということであろう。
- ② 為政者は、この情報を一般市民に公表すべきか否か、もし、公表するとしたらいつの時点で公表すべきなのか、どのような方法で公表すべきか、公表するまでの間、どのように情報の漏洩を防ぐシステムを構築するのかなどについて、真剣に悩むであろう。
- ③ 意思決定の自由を最大限尊重する「レッセ・フェール (laissez-faire)」の思想に依拠し、個々人には情報を知る基本的権利がある

として、この情報をいち早く知らせる義務があるのか。あるいは、絶滅の危機に関する嘆き、苦しみ時間は出来るだけ短いほうが国民にとって幸せであるとする「父権主義・温情主義 (paternalism)」の立場に立つべきか。暴動などに対する防御手段の喪失が予想されるので、国、地域社会、コミュニティのなかに存在する社会規範を、どの程度信頼すべきなのか。

- ④ 為政者らは、情報公表方法（順序）に関して、まずもって宗教関係者に情報を伝えていくべきなのか、水、食糧、エネルギー源などの供給を、いつまで続けるかという約束を取り付けるため、あるいは、出張や旅行先にいる人々が家族の許に帰れるまでは、交通関係者には職務を果たすという約束を取り付けるため、これらの生活インフラに関連する業界関係者から情報を伝えていくべきのかなどを検討するであろう。それらが困難な社会では、いっそ、この絶望的情報を直前まで秘匿するという決定に至るかもしれない。

5. 絶望的状况における為政者のディスクロージャーの論拠

慶應義塾大学商学部の2016年度春学期「会計情報論」の講座で、当該設例に関して、「諸君が為政者であれば、どのように国民にディスクロージャーするのかを考察せよ」というクイズを出した。その答案の中で、2つの印象深いアイデアがあったので、これら2のアイデアについて、論点を明確にするために多少脚色して紹介しよう。

1つは、「為政者は国民に夢を与えるのが使命。だから、地球市民に希望を持たせることを目的にして、巨大隕石の衝突回避が可能という偽りの情報を流す。」他の1つは、「衝突回避確率が〇〇パーセント、衝突確率が〇〇%という予測情報を流す。この予測確率は偽りで、衝突

回避確率を楽観的に設定する。目的は、衝突回避に賭けて自己の仕事・職業に期待される役割を果たすか、衝突を覚悟して仕事を放棄し、自己あるいは家庭で残された時間を過ごすのかを国民各自の判断に任せるというもの。もし、衝突を回避できれば、社会的役割を果たした人には賞賛と豊かな将来が期待されるので、仕事を続ける人も出てくるし、犯罪行為をした人は厳罰に処せられるので、暴動の抑止にもなるという理由である。」

これら2つのアイデアから得られる知見を4つ列挙しよう。

- ①為政者の国民・市民に対する役割は何か。
- ②正確で客観的な情報を流すことと国民・市民の幸福との関係が直結しているとは、簡単には結論できないのではないか。
- ③自己の期待効用最大化原理による各自の行為の集合によって、社会的課題の解決の方策になり得るという功利主義的発想の再確認。
- ④父権主義・温情主義やレッセ・フェールと偽りの情報との関係などの諸課題の存在を、想起させるのである。

V. 日本の国家再興戦略と国家財政健全化に関するディスクロージャーに関する課題

絶望的に見えるわが国の国家財政の健全化に関して（国家再興戦略や国家財政破綻の危険性に関する楽観視に関して）、前節の「巨大隕石の衝突」に関する考察を援用すると、中央政府の為政者のディスクロージャーに関する態度は、国民に希望を与えるのが役割であるという論拠、あるいは、楽観的な確率（予想）を出して、国民個々の創意工夫を引き出し、対策を採らせることが功利主義的最善を導くという論拠によって解釈できるのではないのか。

もし仮に、国家財政が破綻した場合における、中央政府対国民の利害関係はどのようなものかを推論し、政府のディスクロージャーに関する

課題を検討してみよう。

- ① 過去の戦争時に発生した巨額の財政赤字は、大体において戦後のインフレーションによってかなりの部分、解消されてきたと言ってもよい。中央政府が最大の債務者であり、債務者利潤を得るのは中央政府である。例えば、第2次世界大戦後の日本では、急激なインフレーションが進行するなかで、預金封鎖、新円への切り替えが行われ、名目値で固定された国債元本の返済は容易になった。このような外科的な処置により、公私の債権・債務関係の相殺、富の公私間でのアンバランスが調整された。このような、国家財政の破綻処理の前段階において、ギリシャを見ればわかるように、国債価格の暴落が起きる。また、日本銀行（中央銀行）の信用失墜により、日本銀行券の価値は暴落し、円通貨の購買力の激減とハイパーインフレーションの危機が現出する。
- ② これらの国債暴落・日本銀行券に関するリスク情報をどのような方法で、為政者、財務省、日本銀行（中央銀行）は、公表していくべきか。財務数値（国の財務諸表や日本銀行の国債購入額）、兆候となりうる国債の格付け動向、各国通貨との為替レート変動率の動向、国際ヘッジファンドの国債先物に対する投機状況などの国債の信認状況に関する客観的情報は、主観的な解説なしで継続して公表していくことができる。
- ③ 私が①で述べた国債と政府への不信認の結果発生するかもしれない深刻な事態についての記述は推論である。これを「解釈情報」と呼ぶことにしよう。このような解釈情報が国民に提供されないと、国民には中央政府の財政状態の深刻さが理解できない。国民は、各自の置かれている境遇によって影響が異なるのであり、実現可能性のある損失（あるいは利益）の詳細を知ることによって、初めて実

感が湧くのである。

- ④ そこで、このような解釈情報や推測情報を中央政府・中央銀行自らが、公的手段によって詳細に示していくことができるのであろうか。情報発信が公的機関であるがために、それがパニックのトリガーになるかもしれない。よもや、当事者である中央政府・中央銀行は、国全体に波及するパニックの発生を望むことはないはずである¹³⁾。
- ⑤ 解釈情報としての推論を続けると、これまでの常識では、インフレパニックの後にはインフレーションを抑えるための金融引き締め政策が採られる。金融の引き締めによって、実物市場での大幅な景気後退と労働市場での高率の失業が待っている。最近起きたギリシャの状況を参考にすると、中央政府の財政状態が脆弱なままでは大不況になっても社会保障を優先する予算が組めないことから、国民の不満がますます高まる。経済社会の大混乱は、最悪の場合、カリスマ的な指導者への市民個々のもつ制御権の委譲が起り、全体主義的な独裁者に政権奪取の機会を与えるリスクを、私は恐れるのである¹⁴⁾。

VI. 結語——パブリック・セクターへのディスクロージャーを補完する必要

情報の仲介者（解釈者）としての学者や新聞などのマス・メディアの役割が重要となるであろう。国民が情報の仲介者を信頼すれば、国民の行為に対する情報の仲介者の影響力は増加する。したがって、仲介者の中立性が問題となる。マス・メディアは、しばしば中立的な情報の伝達者としての役割を果たしているように見られるが、はたしてそうであろうか。新聞などで記載される記事の書きぶりに、背後にある思想が反映されていることはないのか。マス・メディアを、情報の解釈者として理解する必要があると思われる。

(注)

- 1) マーフィ, L・=T・ネーゲル著 - 伊藤恭彦訳 (2006)『税と正義』名古屋大学出版会, 第4章。Murphy, Liam=Thomas Nagel (2002), The Myth of Ownership - Taxes and Justice, Oxford University Press, Chapter 4を参照。
- 2) マーフィ=ネーゲル著 - 伊藤訳 (2006), 第3章。Murphy=Nagel (2002), Chapter 3を参照。
- 3) マーフィ=ネーゲル著 - 伊藤訳 (2006), 50頁。Murphy=Nagel (2002), p. 46.
- 4) マーフィ=ネーゲル著 - 伊藤訳 (2006), 53頁。Murphy=Nagel (2002), p. 48.
- 5) マーフィ=ネーゲル著 - 伊藤訳 (2006), 90頁。Murphy=Nagel (2002), p. 81.
- 6) マーフィ=ネーゲル著 - 伊藤訳 (2006), 第3章。Murphy=Nagel (2002), Chapter 3を参照。
- 7) 『日本の財政関係資料』(平成29年4月), 43-44頁。
- 8) 『「国の財務書類」ガイドブック』(平成29年1月), 26-27頁参照。
- 9) 『平成27年度「国の財務書類」のポイント(一般会計・特別会計合算及び「連結」)』の19-21頁を参照。
- 10) 『平成27年度「国の財務書類」のポイント(一般会計・特別会計合算及び「連結」)』の1頁, 5-6頁などを参照。
- 11) 『平成27年度「国の財務書類」のポイント(一般会計・特別会計合算及び「連結」)』の4頁, 12頁などを参照。
- 12) 黒川行治 (2014b), 3-4頁。
- 13) 黒川行治 (2014b), 5-8頁。現在, 黒川は財務省「財政制度等審議会」委員および法制・公会計部会長の任にあるが, ここでの推論は, 当学会の会員としての個人的見解であることは論を俟たない。
- 14) ファシズムの台頭に対する私の心配の理由については, 黒川行治 (2014c) を参照されたい。そこでは, カール・ポラニーが『大転換』で主張した内容の要旨が記述され, この主張に共感していることがよく分かる。

(参考文献)

- ・黒川行治（2014a）「納税行為の意義－わが国の財務状況と消費税改定をどのように理解すべきか－」『産業経理』第74巻第1号（2014年1月），4－15頁。
- ・黒川行治（2014b）9「ディスクロージャー研究アプローチの一試論」（会長講演『年報 経営ディスクロージャー研究』第13号（2014年3月），1－12頁。
- ・黒川行治（2014c）「企業の海外戦略と国民の経済的繁栄」『企業会計』（論壇）第66巻第11号（2014年11月），14-24B頁。
- ・マーフィ，L・＝T・ネーゲル著－伊藤恭彦訳（2006）『税と正義』名古屋大学出版会。
- ・Murphy, Liam = Thomas Nagel (2002), "The Myth of Ownership - Taxes and Justice", Oxford University Press.
- ・『平成27年度「国の財務書類」のポイント（一般会計・特別会計合算及び「連結」）』（平成29年3月）財務省主計局。
- ・『日本の財政関係資料』（平成29年4月）財務省。
- ・『「国の財務書類」ガイドブック』（平成29年1月）財務省主計局。